

令和6年6月14日
国 税 庁

石川県及び富山県に納税地がある個人の皆様への予定納税額の通知書の発送等について

この度の令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震の発生に伴い、国税通則法第11条及び同法施行令第3条第1項の規定に基づき、令和6年1月12日付国税庁告示により、石川県及び富山県に納税地がある方について、令和6年1月1日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

今般、被災後の状況等を踏まえ、令和6年6月14日付国税庁告示により、石川県の一部地域及び富山県に納税地がある方について、令和6年1月1日から同年7月30日までの間に当初の期限が到来する国税の申告・納付等の期限を令和6年7月31日とすることとしました。

このため、石川県及び富山県に納税地がある方の予定納税額の通知書の発送及びe-Taxによる電子通知（以下「予定納税額の通知書の発送等」といいます。）については、地域により、それぞれ次のとおりとなります。

1 予定納税額の通知書の発送等を行う地域

○石川県の一部の地域及び富山県

都道府県名	地 域	(参考) 管轄署
石 川 県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町	金沢署、七尾署、小松署、松任署
富 山 県	富山県	富山署、高岡署、魚津署、砺波署

予定納税額の納期限等については、予定納税額の通知書に同封されている案内文書をご確認ください^(注)。

また、令和6年能登半島地震の影響により期限までに予定納税額の減額申請や予定納税額の納付等の手続ができない場合には、所轄税務署長に申請して承認を受けることにより、引き続き期限延長措置を受けることが可能ですので、状況が落ち着いてか

ら最寄りの税務署にご相談いただくようお願いいたします。

なお、上記地域に納税地がある方への予定納税額の通知書については、6月15日以後、順次発送を行う予定ですので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(注) e-Taxによる電子通知を希望されている方については、別途案内文書を発送させていただきます。

2 予定納税額の通知書の発送等を見合わせる地域

○石川県の一部の地域

都道府県名	地 域	(参考) 管轄署
石 川 県	七尾市、羽咋郡志賀町	七尾署
	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町	輪島署

上記の地域内に納税地がある方については、令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の納付期限が延長されていますので、当分の間、令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書の発送等を見合わせさせていただきます。

併せて、予定納税額の減額申請の手續に係る期限も自動的に延長されています。

御不明な点がある場合は、最寄りの税務署までお問い合わせください。